

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標（素案）

県は、以下の第4期中期目標を地方独立行政法人長野県立病院機構（以下、「病院機構」という。）に示す。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。

また、地域の医療機関との機能分化・連携の推進及び病院機構各病院間の連携強化を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。

1 県立病院が担うべき医療等の提供

各病院は、今後の人ロ減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。

また、災害又は新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。

(1) 信州医療センター

感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、今後増加が見込まれる高齢者疾患に適応した地域医療を提供する「先駆的モデル」の役割を果たすこと。

ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院並びに結核指定医療機関として、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。

イ 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。

ウ がん診療連携拠点病院との連携を強化するとともに、がん診療機能の向上を図ること。

エ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(2) こころの医療センター駒ヶ根

精神科医療における県の中核病院として、ニーズに即した質の高い専門医療を提供すること。

ア 精神科救急・急性期医療の確実な受入体制を整備し、常時対応型施設としての役割を果たすこと。

イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。

ウ 発達障害や摂食障害などの児童思春期青年期精神科医療の入院治療体制を強化すること。

エ 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関として、アルコール、薬物、ギャンブル等に加え、ニーズの高まっているゲーム依存などの依存症専門治療を充実させること。

オ 災害派遣精神医療チームについて、先遣隊として中心的な役割を担うこと。また、災害拠点精神科病院としての位置づけを検討すること。

カ 認知症の専門医療の提供について、認知症疾患医療センターとして地域の関係機

関と連携し、専門医療の提供と相談体制の充実に取り組むこと。

キ 信州大学医学部と連携した専門医の育成について取り組むこと。

(3) 阿南病院

下伊那南部地域の住民が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、外来・在宅を中心¹に地域に密着した医療を提供し、「人口減少社会における長野県医療の先駆的モデル」としての役割を果たすこと。

ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。

イ へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。

ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組むこと。

エ 病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、救急医療体制のあり方及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(4) 木曽病院

木曽地域唯一の有床医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能の充実を図るとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供すること。

ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。

イ へき地医療拠点病院として、救急医療体制を維持するとともに、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。

ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組むこと。

エ 第二種感染症指定医療機関として、感染症に関する専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。

オ 地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努めること。

カ 木曽地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。

キ 認知症医療の提供について、認知症疾患医療センターとして地域の関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組むこと。

ク 外来機能（特に眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）の維持を図ること。

ケ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(5) こども病院

小児専門病院及び総合周産期母子医療センターとして、一般の医療機関では対応が困難な疾患の治療など、高度で専門的な小児・周産期医療を提供すること。

ア 高度小児医療及び救命救急医療を提供すること。

イ 信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながら、リスクの高い妊娠に対する高度医療や、高度の新生児医療を提供すること。

ウ 小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者が、個々の病状や置かれた状況に応じて必要な医療が受けられる体制の整備に関係機関と連携して取り組むこと。

エ 医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成・研修に関係機関と連携して取り組むこと。

オ 小児がん連携病院として、信州大学医学部附属病院と連携して小児がんの診療機能向上を図ること。

2 地域連携の推進

(1) 地域医療構想への対応

地域医療構想を踏まえ、今後の医療ニーズの変化を見据えた病床機能や病床数の検討を進めるとともに、他の医療機関との役割分担・連携体制を強化することで、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供し、地域における医療提供体制の維持・向上を図ること。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、中山間地をはじめとする保健・医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、各地域の中核病院として地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

阿南病院は、介護老人保健施設を運営することで、また、木曽病院は、介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営することにより介護サービスの充実に努めること。

こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護の充実を図ることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

こども病院は、県内各地域の参考となる小児在宅医療の仕組みづくりと人材育成について、関係機関と連携して取り組むこと。

(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やN P Oなどと連携し、児童虐待への対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、検診啓発、一次救命処置、退院後の支援、認知症対策、自殺対策、健康寿命の延伸に資する活動等に取り組むこと。

3 医療従事者の養成と専門性の向上

(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

病院機構は、初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成に積極的に取り組むとともに、初期臨床研修医及び専攻医にとってより魅力ある研修プログラムを作成すること。今後医療需要が見込まれる総合診療医等の養成については、研修医の確保に努めること。また、信州医師確保総合支援センターの分室としての役割を最大限發揮するための今後のあり方について、県と協働して検討を進めること。

信州医療センターは、基幹型臨床研修病院として、医師の育成拠点の機能を発揮すること。

(2) 機構職員の確保・養成

各病院の地域における医療需要を踏まえ、業務量の変化に対応できるよう医療人材を確保すること。

病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。

また、特定行為に係る看護師の養成を計画的に進めること。

(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献

シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受け入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。

(4) 信州木曽看護専門学校の運営

専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成するとともに、学校の特色や魅力の積極的な広報により、学生の確保に努めること。

4 医療の質の向上に関すること

(1) より安全で信頼できる医療の提供

安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。また、院内感染防止対策を確実に実施すること。

精神科病院における精神障がい者に対する虐待防止対策により一層取り組み、人権に配慮した療養環境の確保と開かれた病院づくりを推進すること。

(2) 医療等サービスの一層の向上

患者満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供により、患者サービスの向上に努めること。

第4期最終年度における患者満足度及びクリニカルパス適用率について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

また、アドバンス・ケア・プランニングなど、患者が望む医療やケアを提供すること。

(3) 先端技術の活用

医療DXの推進に向け、先端技術を活用した遠隔診療、医療従事者間の情報共有や電子カルテの相互参照、電子処方箋の導入などにより、地域における持続可能な医療・介護サービスを提供するとともに、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減を図ること。

(4) 信州大学等との連携

協力型臨床研修病院として、初期臨床研修医の受け入れを行うとともに、専攻医の受け入れを積極的に行い、医師を養成すること。

また、連携大学院教育等により、専門性の高い医師及び医療従事者の養成を行うこと。

(5) 医療に関する研究及び調査の推進

医療に関する研究・調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き發揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、デジタル技術も活用した業務運営の改善・効率化に努めること。

1 業務運営体制の強化

目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組むこと。

また、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。

2 経営人材の育成・確保

病院経営能力を備えた人材の育成・確保に努めること。

また、診療報酬加算等収益向上につなげるため、医療事務に係るスペシャリストの育成体制構築や、確保に努めること。

3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり

DPCデータや経営状況を共有するシステム等により、本部と各病院の連携、経営管理を強化・促進すること。

また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図ること。

4 働き方改革への対応

持続可能な医療を提供するため、先端技術を活用した遠隔医療、タスク・シフト／シェ

ア、働き方支援等、職員の働き方を工夫すること。

5 職員の勤務環境の向上

ハラスメントの防止に取り組むとともに、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。

また、第4期最終年度における職場環境満足度について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の均衡を考慮して経常黒字を確保することで、持続的かつ安定的な経営を行うこと。

なお、県は、病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

1 経常黒字の確保

各年度の損益計算において、経常黒字を確保すること。

経営改善方策（部門や診療科ごとの原価計算等に基づく）を立て、実行すること。

(1) 収益の確保

必要かつ適切な診療報酬の確保を行うこと等による収益確保を図るとともに、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

(2) 費用の抑制

診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析による費用対効果の改善に向けて取り組むこと。

また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた最適な職員配置や人件費について検討し、第4期最終年度における職員給与費対医業収益比率について、第3期最終年度より著しく改善させること。

2 資金収支の均衡

各病院において資金収支の均衡を図り、中期目標期間の累計で病院機構全体の資金収支を均衡させること。また、投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンスの推進

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。

また、個人情報の保護に関する法律や長野県情報公開条例等に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。

医療の提供に支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ確保のための必要な措置を講じること。

2 施設整備及び医療機器に関する事項

地域の医療ニーズ、費用対効果、将来の収支見通し、投資・財政計画等を踏まえ投資を最適化し、施設と医療機器の効果的な整備を行うこと。

3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組

限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという観点を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン及び長野県保健医療計画に沿った取組を推進すること。

4 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、公立病院経営強化ガイドライン及び病院機構の業務の実績の評価に係る指標を踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。また、当該目標の達成に向け P D C A サイクルを機能させること。